

各 位

会 社 名 J F Eホールディングス株式会社
 代 表 者 代表取締役社長 北野 嘉久
 (コード：5411)
 問 合 せ 先 I R部広報室長 高見 朋子
 電 話 番 号 03-3597-3842 (代)

中長期業績連動型株式報酬制度への追加拠出に伴う
 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2024年6月6日(木)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 390,000 株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 2,328 円
(4) 処 分 総 額	907,920,000 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年6月21日開催の第16回定時株主総会の決議に基づき、中長期業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）を導入し、2021年6月25日開催の第19回定時株主総会において本制度の一部改定についてご承認いただいております（本制度の概要につきましては、2018年4月26日付「取締役等に対する中長期業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び2021年5月7日付「取締役等に対する中長期業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の取締役（社外取締役を除きます。）と取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者を除きます。）、ならびに事業会社であるJ F E

スチール株式会社、J F Eエンジニアリング株式会社及びJ F E商事株式会社の取締役（社外取締役を除きます。）と取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者を除きます。）に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2024年3月31日で終了した事業年度から2025年3月31日で終了する事業年度までの2事業年度分）であり、2024年3月31日現在の発行済株式総数639,438,399株に対し0.06%（2024年3月31日現在の総議決権個数6,328,149個に対する割合0.06%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となります。

※追加信託の概要

追加信託日 2024年6月6日
追加信託金額 907,920,000円
取得する株式の種類 当社普通株式
取得株式数 39万株
株式の取得日 2024年6月6日
株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（2024年4月22日から2024年5月20日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である2,328円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額2,328円については、取締役会決議日の直前営業日である2024年5月20日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,334円に対して99.74%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均2,435円（円未満切捨）に対して95.61%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均2,333円（円未満切捨）に対して99.79%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上